

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

年 月 日

西条市長 殿

地方税法第321条の5の2及び西条市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

申請者	特別徴収義務者指定番号													電話番号		
	法人番号又は個人番号															
	所在地															
	氏名又は名称															

1. 特例の適用を受けようとする税額

年 月分(月 日納期)以降の特別徴収税額

2. 申請日前6か月間の月別給与支払状況

支払月	給与の支払を受ける者の数		給与支払額
	総数	内臨時雇	
年 月	人	人	円
年 月	人	人	円
年 月	人	人	円
年 月	人	人	円
年 月	人	人	円
年 月	人	人	円

3. 西条市に係る徴収金等の滞納、納付または納入遅延等の有無

有 ・ 無 (有の場合その理由)

4. 承認申請を行った日以前1年以内に承認取り消しの通知を受けたことの有無

有 ・ 無

5. その他参考となる事項

(裏 面)

【申請と納入について】

給与等の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所は、市長に「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し、承認を受けることにより、給与等の支払の際に特別徴収した税額の納入を次の年2回とすることができます。

(「常時10人未満」とは常に10人に満たないということで、多忙な時期等において臨時に雇いいれた者があるような場合には、その人数を除いた人数が9人までのことです。)

納期 → 6月から11月までの分を……12月10日までに
12月から翌年5月までの分を……翌年6月10日までに

なお、この納期の特例については、退職手当等に係る特別徴収にも適用されます。

【注意】

①納期の特例の承認申請されても、滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認されないことがあります。

また、承認を受けても滞納したり、納入遅延がある場合は、この特例の承認を取り消すこととなりますのでご注意ください。

②納期の特例の承認後、給与等の支払を受ける者の人数が条件の限度を超えることになった場合（常時10人以上になったとき）は、その旨を速やかに届け出てください。

③納期の特例が承認された場合でも、給与からの天引きは毎月行う必要があります。また、退職など異動があったときは「異動届出書」をすみやかにご提出ください。